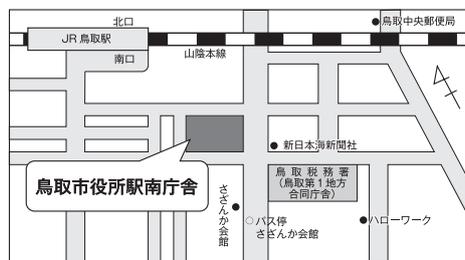


## 鳥取税務署での確定申告

**会場** 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第5会議室  
**日程** 2月16日(火)～3月15日(月)  
 ※休日開場日 2月21日(日)・28日(日)  
**受付時間** 午前8時30分～午後4時  
**相談時間** 午前9時～午後5時

### 【注意事項】

- ①確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は、申告会場での当日配布のほか、LINEでの事前発行も可能です。整理券の枚数には限りがあるため、後日の来場をお願いすることがあります。
  - ②作成済の申告書等は、持ち込みではなく、郵送や電子申告を利用して税務署に提出ください。
  - ③駐車場には台数に限りがあるため、来場には公共交通機関を利用ください。
- ※下欄の「スマホから確定申告」についても確認し、密を作らない申告に協力ください。



### 税理士による無料相談会

中国税理士会鳥取支部の税理士に、無料で税に関する相談ができます。今年も、事前予約が必要です。

**会場** とりぎん文化会館

**日時** 2月23日(火・祝) 午前10時～午後4時

【予約・問合せ先】

中国税理士会鳥取支部事務局

☎ 0857-2619563



# スマホから確定申告



## 新型コロナウイルス感染リスク軽減

### 1 密を作らない

感染症防止の観点から  
**確定申告会場の混雑緩和のため**  
 会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。



### 2 入場整理券

入場整理券は、確定申告会場当日配布。  
**LINEから、事前発行もできます。**  
 \* 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちら！



\*令和3年1月中旬から運用開始

## 医療費控除もスマホから

### 3 スマホ専用画面 (国税庁HP)

給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多くの方が**スマホ専用画面**をご利用いただけます。

申告書の作成  
 はこちらから！



### 4 医療費控除の明細書が必要

医療費控除を受ける際は  
**「医療費控除の明細書」の提出が必要**です。  
 「医療費のお知らせ」を添付すると  
 明細書の記入を一部省略できます。

令和2年分の確定申告からは「医療費の領収書」の添付又は提示による申告はできません。



鳥取税務署

国税庁HP

検索

